

## 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会 競技運営基本方針

第73回国民体育大会（以下「国体」という。）の競技運営は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）の定める国民体育大会開催基準要項および同細則ならびに第73回国民体育大会開催基本方針に、第18回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営は、公益財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「日障協」という。）の定める全国障害者スポーツ大会開催基準要綱および同細則ならびに第18回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づくとともに、次の方針により実施する。

- 1 県・会場地市町および関係機関・団体相互の緊密な連携のもと、競技運営に万全を期する。
- 2 国体の正式競技、公開競技および特別競技の運営は、日体協加盟の各競技団体および公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。また、デモンストレーションスポーツの運営は、県競技団体等が主管する。  
大会の正式競技の運営は、日体協または日障協に加盟する県競技団体が主管する。また、オープン競技の運営は、競技団体等が主管する。
- 3 国体の正式競技、公開競技および特別競技の競技役員等の編成は、日体協の定める競技役員編成基準および福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会審判員・競技補助員等編成基本方針に基づき行うものとする。  
大会の正式競技の競技役員等の編成は、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会審判員・競技補助員等編成基本方針に基づき行うものとする。
- 4 両大会の競技用具は、競技運営に支障がないよう県または市町において計画的に整備する。
- 5 競技記録および成績の収集・速報は、県および会場地市町が競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。
- 6 競技会の運営能力の向上を図るためにプレ大会を実施する場合は、県または市町と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、県民の両大会および各種競技に対する関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。  
なお、プレ大会の開催規模については、原則として本大会の規模を上回らないものとする。
- 7 その他、競技運営の諸企画および実施にあたっては、競技団体および関係機関と十分な連携を図り、適切に行うものとする。